

令和6年度建設系廃棄物適正処理セミナーに係る質問及び回答

質問	回答
<p>建築の「一部解体作業」は、80㎡に該当するのでしょうか。リフォーム等に該当するのでしょうか？</p>	<p>建物の「一部解体作業」について、壁、柱、床、屋根等の構造耐力上主要な部分の一部を取り壊す工事は、解体工事に該当します。 よって、壁、柱、床、屋根等の構造耐力上主要な部分の一部を取り壊す工事であり、床面積の合計80㎡以上の工事は建設リサイクル法の対象建設工事に該当します。 なお、解体工事に該当しない建物の「一部解体作業」で、新築または増築に該当しない工事は、リフォーム等に該当します。</p>
<p>本日の講義内の説明内容以外で、条例などで、三重県独自の取り組みや、法よりも厳しい内容のものがあれば、教えてください。</p>	<p>講義の中で紹介させて頂いた三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例も含まれますが、環境に係る法令等を紹介している三重県のホームページが以下にありますので、ご参考にしていただければと思います。 https://www.pref.mie.lg.jp/KANSEI/HP/m0049900006.shtm</p>
<p>H26年からH27年にかけてこの1年間で急速に約14倍もの不法投棄が増えましたが、この要因は何だったのでしょうか？</p>	<p>6000t近くの大規模な不法投棄事案が発生したのが原因です。</p>